

総会決定

公益社団法人 ロングライフビル推進協会 役員報酬等規程

平成15年10月8日制定
平成21年12月11日改正
平成22年5月19日改正
平成24年5月15日改正

(総則)

第1条 公益社団法人 ロングライフビル推進協会（以下「本協会」という）の役員に対する報酬及び費用の弁償については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

- 第2条 常勤の理事（以下「常勤理事」という）の報酬は、年俸とする。
2. 常勤理事の年俸は、15,000,000円の範囲内で、本協会の資産及び収支の状況等を鑑み、理事会の決議を経て会長が定める。
 3. 常勤理事には賞与を支給しない。
 4. 非常勤の役員及び常勤の監事の役員報酬は無給とする。

(支払)

第3条 常勤理事の報酬は、年俸の12分の1を毎月支給する。

(支給日等)

- 第4条 常勤理事の報酬月額を支給日は、毎月21日とする。ただし、当該日が休日に当たる時は、その前勤務日とする。
2. 月の初日以外及び末日以外の日において就任又は退任した常勤理事の報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割り計算によるものとする。
 3. 前項の規定にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤理事に対する報酬月額は、第2条第2項に規定する全額を支給する。

(通勤に要する費用)

第5条 常勤理事の通勤に関する実費は職員の支給基準に準じて毎月支給する。

(旅費)

第6条 常勤理事の出張に要する旅費については、理事会の決議を経て会長が定めるところにより支給する。

(謝金等)

第7条 非常勤の役員が、本協会の業務に関して執筆、講演、委員会活動等を行ったときは、相当の謝金を支払う。

(その他の費用の支払い)

第8条 役員が、本協会の業務のために負担した費用については、会長が別に定める基準により弁償する。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(附 則)

1. この規程は、平成15年10月15日より適用する。

(附 則)

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(附 則)

1. この規程は、平成22年5月19日より適用する。

(附 則)

1. この規程は、平成24年6月1日より適用する。